

平成 27 年 10 月 2 日

# 交野市教育大綱（案）

平成 27 年 月

交野市

## 【目 次】

1. 大綱の位置づけ	2
2. 大綱の定める期間	3
3. 交野市総合教育会議が担うべき役割	3
4. 基本理念	4
5. 基本方針	
◆誰もが希望と安心をもって学べる環境の創出	5
◆情（こころ）を育み、確かな学力の実感	5
◆質の高い教育環境の整備	6
◆誰もが集い、地域みんなで子どもたちを支える学校の実現	6
◆自然と歴史を通じたまちの発見	7
◆生涯を通じたスポーツ・文化の振興	7



## 1. 大綱の位置づけ

交野市教育大綱（以下、「本大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、策定するものです。

策定に当たっては、「教育基本法」第17条第1項に規定される教育振興基本計画（交野市では教育振興基本計画に準ずる「交野市学校教育ビジョン」。）を参考に取り入れながら、交野市のまちづくりの理念を定めた「第4次交野市総合計画 みんなの“かたの”基本構想」を踏まえた上で、交野市の教育、学術及び文化の振興に係る施策の根本となる基本理念及び基本方針を定めました。

今後、教育施策を展開していく上では、教育大綱に掲げる理念に基づきながら、「交野市学校教育ビジョン」「（仮称）交野市生涯学習ビジョン」の両ビジョンを柱として、推進してまいります。

なお、大綱の相関関係は以下の通りです。

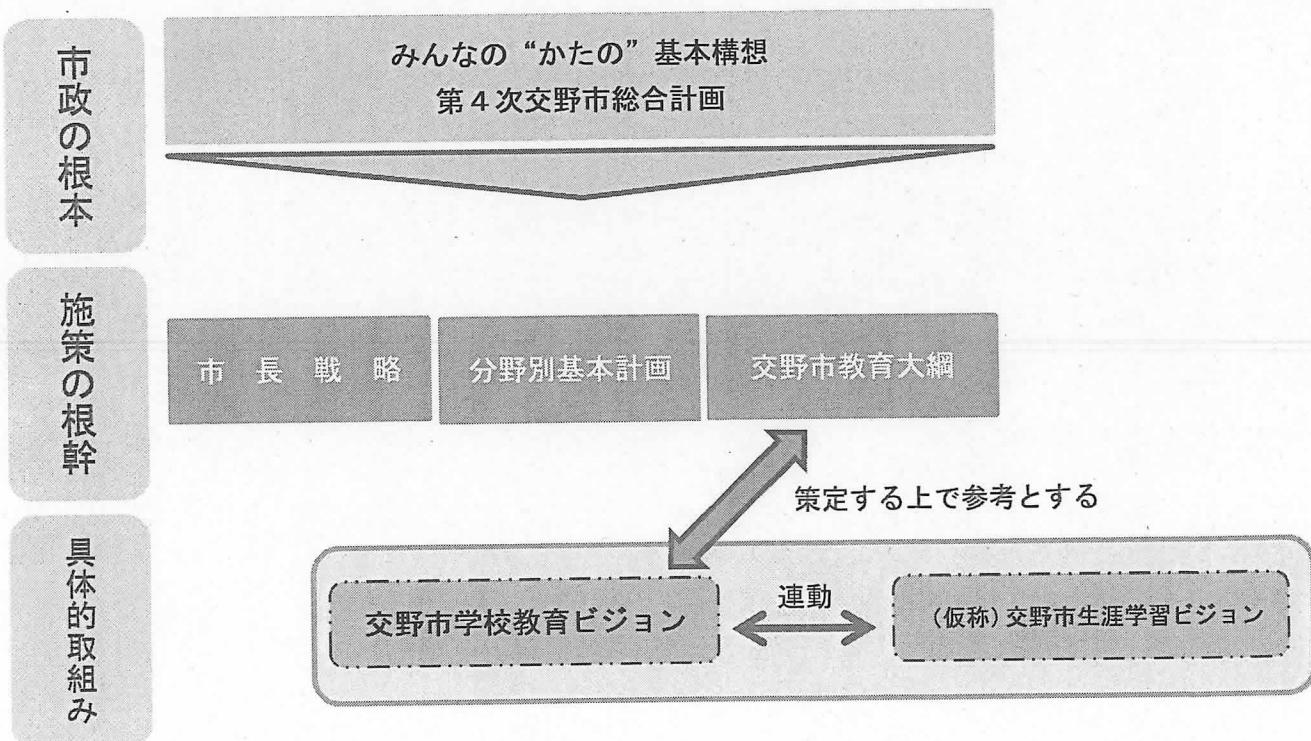


図1 教育大綱の位置づけ

## 2. 大綱の定める期間



本大綱の定める期間は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2020年度）までの5年間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、毎年、総合教育会議において協議、調整を行い、状況に応じて、適宜見直しを行います。

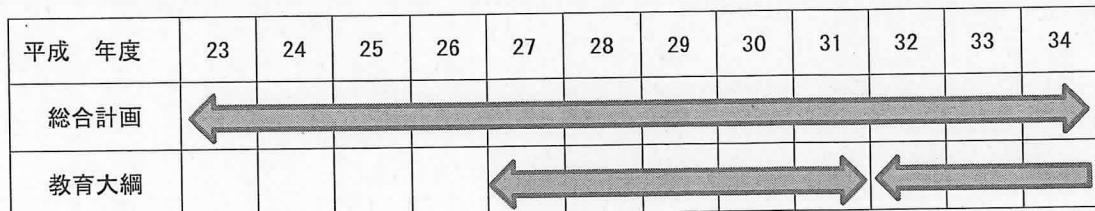


図2 計画期間

## 3. 交野市総合教育会議が担う役割

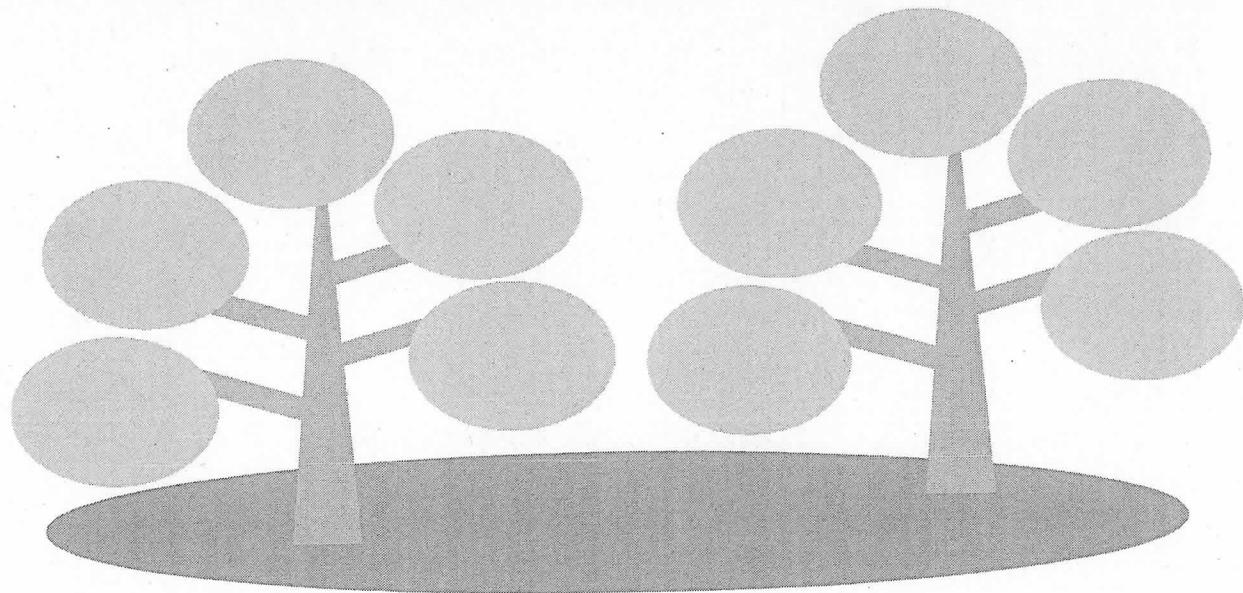


「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4に規定される「交野市総合教育会議」において、本大綱に沿った教育行政を展開していくための協議、調整を行うとともに、その成果についても確認を行います。



## 「教育百年の森」の実現

交野の豊かな自然にちなみ、交野における教育の取組みを森にみたてる  
森には、「誰もが、希望と安心をもって学べる環境の創出」や、  
「情（こころ）を育み、確かな学力の実感」といった木（=基本方針）など様々な木々が立ち並ぶ  
それぞれの木には、幹に関連付く「施策」や「事業」と呼ばれる枝・葉が伸びる  
森には、森自身の力強い生命力が脈打つだけではなく、そうした木々に集まる大小様々な生き物の  
生命力もあふれている  
彼らは共存し、木の恵みを受けながら、お互いを尊重し、支え合い、成長をする  
生きる喜びに満ちたここは、まさに、生物の多様性に富んだ森である  
交野の「教育百年の森」は、長期的展望をもちながら、  
こうした「生きる力を養い多様性に富んだ人材の育成」をめざす森です。



## 5. 教育の基本方針



### ◆誰もが希望と安心をもって学べる環境の創出

教育を受ける機会は、誰にも等しく与えられなければなりません。このため、学校教育と福祉との連携を深め、家庭への支援や子どもの心のケア等の「学びのセーフティネット」の構築に向けた取組みを進め、「希望」と「安心」をもって「学べる環境」を創造します。

こうした取組みが、大きな夢や理想に向かって能力を高めていこうとする子ども自らの意欲を引き出す教育へつながると同時に、社会人としての必要な能力の育成になると考えます。

また、市民の皆さん生きがいのある充実した生活を営めるよう、生涯学習の領域においても、多様な「学びの機会」を提供します。

#### 《関連する取組み》

障がい児への支援、いつでもどこでも誰でもが学べる環境づくり、キャリア教育の充実など

### ◆情（こころ）を育み、確かな学力の実感

子ども達の実態に応じた基礎・基本の確実な定着に加え、グローバル化による社会の急激な変化に対応するために、「知・徳・体のバランスのとれた力」すなわち、「生きる力」を育成します。

また、外国語力（英語力）を養うだけではなく、異なる価値観を持つ人たちの中で、意見の違いを統合してみんなの知力の質を高める能力（グローバル・コミュニケーション能力）の習得に向け、情報やテクノロジーを活用した問題解決能力、違いを認め多様な人間関係を形成する能力など「新しい学び」の育成に努めます。

このような力を身に付けた子どもは、自分を大切にするとともに、他者を尊重し、地域を支え、生涯にわたって自ら学び続けようとします。21世紀に生きる子どもの「新しい学び」を育むため、授業方法の改善や指導方法の研究を進めます。

#### 《関連する取組み》

情（こころ）の育み、主体的・協働的に学ぶ学習（アクティブ・ラーニング）の取組み  
教師力・授業力を高める取組みなど

## ◆質の高い教育環境の整備

小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所（園）等での遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を送ることができるよう、幼・保・小の連携を進めます。

また、小学校と中学校間では、自らの意見を伝える、各自が意見を伝え合い話し合うといった、「めざす子ども像」の実現に向け、共同して指導の在り方の研究と実践を行い、連携を一層深めます。

これらにより、就学前から義務教育終了までの「学びの連続性」を保障する教育を充実させます。

また、学校は子どもたちが夢を実現するための準備をする大事な場所です。そのためには、いじめなどの課題への対応や学校施設の安全対策など、子どもが安全・安心な教育環境で学ぶことができるよう努めます。

その一環として、子ども同士の人間関係が広がり、学びが深まる学校教育を将来にわたり保障する観点から、学校の適正規模・適正配置の方針を定めます。

### 《関連する取組み》

学校施設の維持改修、学校規模の適正化、幼稚園・保育所（園）・小学校の連携、

小学校・中学校の連携など

## ◆誰もが集い、地域みんなで子どもたちを支える学校の実現

近年、社会が複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、家庭や地域の教育力が低下している状況にあります。本来、子どもの成長過程においては、家庭や地域が担う役割は、非常に大切なものであることから、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、連携・協力を深め、一体となって子どもたちを育む仕組みづくりが必要です。

地域には、様々な職業、経験、技能をもつ人材（ヒューマンリソース）があります。こうした一人ひとりの力を、“地域の力”として学校に結集し、学校を核としながら、共に学びあい、共に高めあう新たなコミュニティの形成を図ってまいります。

### 《関連する取組み》

学校支援地域本部の充実、家庭教育の支援、地域との連携など

## ◆自然と歴史を通じたまちの発見

交野市は緑豊かな自然環境を有するだけでなく、市内に流れる「天野川」を舞台にした七夕伝説、羽衣伝説等にまつわる伝承が残されるまちです。

また、北田家住宅をはじめとする貴重な文化財も数多く存在し、歴史ロマンがあふれるまちです。自分の住む地域のことを知り、自然や歴史、文化に親しむことは、心に安らぎや感動を与えるとともに、「ふるさと交野」への誇りと愛着を育みます。先人たちが守ってきた環境や歴史・文化遺産を継承していくことは、現代を生きる私たちの責務です。そのために、これらの地域資源を活用した、魅力ある情報を積極的に発信し、地域文化の活性に努めます。

また、風土が培ってきた文化芸術などの知的資源の活用を図り、生涯にわたる多彩な学習機会や情報の提供を行うとともに、次世代を担う子どもたちの感性や創造性を養い、こころ豊かな人間の育成を目指します。

### 《関連する取組み》

生涯学習機会の充実、文化遺産の適切な維持保全など

## ◆生涯を通じたスポーツ・文化の振興

スポーツ基本法には、スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の重要性が掲げられています。まさに、スポーツは心身の健康を維持・向上する働きだけではなく、社会で生きていくための礼儀・礼節といった、人との基本的な関わり方なども習得できます。そうしたことからも、年齢や性別に関わらず、また健常者も障がい者もあらゆる市民が、それぞれの技術や興味、関心に応じて、「いつでも、どこでも、いくつになっても」主体的に、スポーツ活動に取り組むことができるよう、生涯スポーツの機会や情報の提供を行います。特に、競技スポーツのみならず、スポーツをはじめるきっかけづくりとして、ニュースポーツ等の気軽なスポーツの推進に努めます。

また、文化の振興に関しましても、文化芸術振興基本法に掲げられる、「文化芸術は人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し、尊重し合う土壤を提供し、多様性を受け入れができる心豊かな社会を形成するものである」との理念のもと、スポーツ振興と同様に誰もが、のびのびと文化芸術活動に取り組むことができるよう、機会の充実や環境の整備を行います。

### 《関連する取組み》

多様なスポーツの発信、地域スポーツと学校の連携、文化芸術振興策の充実など